

安中市民商品券



QUESTION AND ANSWER

取扱店向け

令和8年7月版

安中市

目次

【制度全般に関する具体的な質問】

- Q1 安中市民商品券とは何ですか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- Q2 配布対象者はどのような人ですか・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- Q3 商品券の配布金額はいくらですか・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- Q4 商品券はどこで使えますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- Q5 商品券はどうしたらもらえますか・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- Q6 商品券はいつもらえますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- Q7 商品券の利用期限はいつですか・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- Q8 1人 4,000円は少ないと思いますがどうしてですか（他市はもっと高い）・・ 4

【取扱店に関する具体的な質問】

- Q9 取扱店になるにはどうしたらよいですか・・・・・・・・・・・・ 5
- Q10 取扱店は希望すればなれるのですか・・・・・・・・・・・・ 5
- Q11 商品の代金として受け取った商品券の換金はどうすればよいですか・・ 5
- Q12 換金の振り込みを受け取った場合、通帳にはどのように印字されますか・・ 5
- Q13 取扱店になるのに登録料などが必要ですか・・・・・・・・・・・・ 5
- Q14 取扱店として登録された後の手続きは何がありますか・・・・・・・・ 5
- Q15 安中市民商品券事務局とはどのようなものですか・・・・・・・・・・ 6

【商品券利用に関する具体的な質問】

- Q16 商品券と現金での支払いは可能ですか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- Q17 汚れたり、破れたりした商品券は受領してよいですか・・・・・・・・・・ 7
- Q18 商品を買う時に利用枚数の上限はありませんか・・・・・・・・・・ 7
- Q19 お酒（対象となる商品）と、たばこ（対象とならない商品）を販売しています。両方の購入を求められた場合、レジはどうしたらいいですか・・・・・・・・・・ 7
- Q20 お買い上げ金額が 972 円でした。500 円券 2 枚で支払いたいと言われましたが、受け取ってもいいですか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- Q21 安中市のほかに近隣の市町村でも商品券事業を行っていますが、近隣市町村の店舗でも商品券で支払ってもらうことはできますか・・・・・・・・・・ 7
- Q22 前回の商品券は 2 種類ありましたが、今回は 1 種類であり、大型店に利用が集中して中小規模店で利用されないのではないのでしょうか・・・・・・・・・・ 8

【制度全般に関する具体的な質問】

Q1 安中市民商品券とは何ですか。

A1 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民の皆様への生活支援及び市内の経済の活性化を図るために発行する商品券です。市内の取扱店で利用でき、市民1人あたり4,000円分（500円券8枚綴り、1冊）を配布します。

Q2 配布対象者はどのような人ですか。

A2 令和8年6月1日時点の安中市民（住民基本台帳に登録されている方）が対象となります。

Q3 商品券の配布金額はいくらですか。

A3 1人に対し4,000円分（500円券×8枚※）の商品券を配布します。

※商品券は1種類（全店共通券）のみです。市内の取扱店であれば、お店の規模に関わらずどこでもお使いいただけます。

Q4 商品券はどこで使えますか。

A4 市内の取扱店で利用できます。商品券と一緒に取扱店舗一覧（令和8年6月19日までの登録受付分）を送付します。また、取扱店舗の店頭にはポスター等を掲示しますのでご確認ください。

※取扱店舗は令和9年1月31日まで募集し、追加店舗を含む最新情報は専用ポータルサイトに掲載します。商品券の二次元コードからもご確認ください。

Q5 商品券はどうしたらもらえますか。

A5 申込手続きは不要です。商品券は、令和8年6月1日時点で安中市の住民基本台帳に登録されている方を対象にゆうパックで配達します。また、住民票の住所地へ世帯ごとにまとめて世帯主あてに配達します。

Q6 商品券はいつもらえますか。

A6 7月末までに郵便局へ搬入する予定です。本格的な配達は8月からとなり、9月末までに配布する予定としています。全世帯に配達するので、お届けするのに時間がかかる場合があります。何とぞご了承ください。

10月中旬になっても届かない場合はご連絡ください。

※配達状況の問い合わせは、郵便局では対応できません。また、安中市民商品券事務局（事業受託者：株式会社スター商会）または市役所商工課にお問い合わせいただいても、「いつ頃に届くか」のご質問には、ご回答できかねます。

○安中市民商品券事務局（事業受託者：株式会社スター商会）

連絡先：027-382-1111（内線 1984・1985）

所在地：安中市安中一丁目 23-13（旧安中市役所内）

○市役所商工課 027-382-1111（内線 2621）

Q7 商品券の利用期限はいつですか。

A7 お手元に届いてから、令和9年1月31日（日）まで利用できます。

※期限が過ぎると利用できませんので、ご注意ください。

Q8 1人4,000円は少ないと思いますがどうしてですか（他市はもっと高い）。

A8 安中市民商品券事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施します。国の交付金の趣旨にある食料品物価高騰対策として示されている「1人あたり3,000円」という支援金額をベースに、本市で既に実施している水道料金の減額等を踏まえて、交付金残額を効果的に還元できるよう勘案したものです。

【取扱店に関する具体的な質問】

Q9 取扱店になるにはどうしたらよいですか。

A9 「安中市民商品券取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、「安中市民商品券事務局（事業受託者：株式会社スター商会）」へ郵送、ファクス、メール等で提出してください。

※市内に複数の店舗がある場合には、個別の店舗ごとに申し込んでください。

Q10 取扱店は希望すればなれるのですか。

A10 商品券を取り扱うことができる市内の店舗や事業所が対象であり、商品券の利用期限である令和9年1月31日まで募集しています。登録申請の方法などは、市ホームページや専用ポータルサイトでご確認いただけるほか、安中市民商品券事務局へ直接お問い合わせください。

※詳しくは「安中市民商品券取扱店募集要領」をご覧ください。

Q11 商品の代金として受け取った商品券の換金はどうすればよいですか。

A11 取扱店は、令和9年1月31日（日）（利用期限）までに利用された商品券について、必要書類を添えて、「安中市民商品券事務局（事業受託者：株式会社スター商会）」へ原則持参により手続きしてください。

なお、換金の期限は、令和9年3月1日（月）です。

Q12 換金の振り込みを受け取った場合、通帳にはどのように印字されますか。

A12 「アノカミンショウヒンケン」の予定です。

Q13 取扱店になるのに登録料などが必要ですか。

A13 取扱店の登録手数料、換金時の振込手数料は不要です。

Q14 取扱店として登録された後の手続きは何がありますか。

A14 安中市民商品券事務局より、登録後に必要な書類や物品等が送付されますので、内容等をご確認いただき、ご不明な点等がございましたら事務局にお問い合わせください。

Q15 安中市民商品券事務局とはどのようなものですか。

A15 安中市より、商品券業務を委託された事業者が運営しています。

○安中市民商品券事務局（事業受託者：株式会社スター商会）

連絡先① 取扱店の募集、登録に関すること

所在地：〒370-0844 高崎市和田多中町 11-37

連絡先：027-323-9837

ファクス：027-327-6994

メール：s_star@xp.wind.jp

連絡先② 商品券の換金に関すること

所在地：〒379-0116 安中市安中一丁目 23-13 （旧安中市役所内）

連絡先：027-382-1111 内線 1984・1985

【商品券利用に関する具体的な質問】

Q16 商品券と現金での支払いは可能ですか。

A16 可能です。商品券はお釣りが出ませんので、端数は現金で支払うこととなります。

Q17 汚れたり、破れたりした商品券は受領してよいですか。

A17 商品券が未使用であると判断でき、レインボー印刷（虹色のグラデーションが現れます。カラーコピーをしても、このグラデーションは再現されません。）や商品券の番号が確認できる場合には、受け取ってください。判断ができない場合や破損状況が激しい場合には、受け取りをせず、市役所商工課へ相談するようお伝えください。

○市役所商工課 027-382-1111（内線 2621）

Q18 商品を買う時に利用枚数の上限はありませんか。

A18 商品購入時等に利用する商品券の枚数について上限はありません。

Q19 お酒（対象となる商品）と、たばこ（対象とならない商品）を販売しています。両方の購入を求められた場合、レジはどうしたらいいですか。

A19 お手数ですが、お酒（対象となる商品）とたばこ（対象とならない商品）は会計を別にして処理してください。

Q20 お買い上げ金額が 972 円でした。500 円券 2 枚で支払いたいと言われましたが、受け取ってもいいですか。

A20 額面に満たない場合は、不足分を現金で支払うようお伝えください。今回のケースでは 500 円券 1 枚を受け取っていただき、差額分 472 円を現金で支払ってもらってください。

Q21 安中市のほか近隣の市町村でも商品券事業を行っていますが、近隣市町村の店舗でも商品券で支払ってもらうことはできますか。

A21 商品券は安中市内の取扱店舗や事業所でのみ利用いただけます。安中市以外の店舗では利用できません。

Q22 前回の商品券は2種類ありましたが、今回は1種類であり、大型店に利用が集中して中小規模店で利用されないのではないのでしょうか。

A22 令和4年度に実施した「安中市地域活性化商品券事業」では、中小商店の支援を主目的として券種を分ける方式を採用しました。物価高騰の影響を受けている生活を広く支えるという趣旨に鑑み、迅速性、利便性及び地域経済への配慮から、全店共通の1種類といたしました。また、ポスター等の掲示により地元商店等を含む幅広い利用を促進してまいります。